

Press Release

報道関係者 各位

令和3年6月28日

【照会先】

年金局 事業企画課調査室
室長補佐 今井 秀紀(内線 3582)
(直通電話) 03(3595)2794
(代表電話) 03(5253)1111
年金局 事業管理課
課長補佐 鈴木 暢介(内線 3661)
(直通電話) 03(3595)2730

日本年金機構 国民年金部
部長 西尾 公郎
(直通電話) 03(6892)0762

令和2年度の国民年金の加入・保険料納付状況について ～ 令和2年度の最終納付率は 77.2% ～

厚生労働省では、このほど、令和2年度の国民年金の加入・保険料納付状況を取りまとめましたので公表します。

本資料には、未納分を遡って納付できる過去2年分を集計した「最終納付率」等についてまとめています。

国民年金保険料の納付率は、納付義務がどれだけ果たされているか、という納付状況を見るための指標であり、納付対象月数に対する納付月数の割合として算出しています。

なお、「現年度納付率」及び「過年度1年目納付率」は納付状況の途中経過を示すものであり、「最終納付率」が最終的な納付状況を表す指標となります。

○ 令和2年度の最終納付率^{*}(平成30年度分保険料)は、77.2%

(前年度から0.9ポイント増)

- ・ 平成24年度^{*}の最終納付率(平成22年度分保険料)から8年連続で上昇
- ・ 統計を取り始めた平成16年度の最終納付率(平成14年度分保険料)以降、最高値

(※) 令和2年度の最終納付率：平成30年4月分～平成31年3月分の保険料納付対象月数のうち、令和3年4月末までに納付された月数の割合。

なお、途中経過を示す指標として、令和2年度の現年度納付率(令和2年度分保険料)は71.5%(前年度から2.2ポイント増)となっており、平成23年度の現年度納付率(平成23年度分保険料)から9年連続で上昇している。

令和2年度の国民年金の加入・保険料納付状況

～ 令和2年度の最終納付率は77.2% ～

【目次】

I 令和2年度の被保険者の状況	
1 国民年金被保険者の動向	1
2 第1号被保険者の動向	
(1) 第1号被保険者の資格取得者数の状況	2
(2) 第1号被保険者の年齢構成の変化	2
II 令和2年度の保険料納付状況	
1 保険料納付状況	
(1) 納付率等の推移	3
(2) 納付月数の推移	4
(3) 年齢階級別の納付率等	5
III 地域別の保険料納付状況	
(1) 都道府県別の保険料納付状況	7
(2) 市区町村規模別の保険料納付状況	9
(参考1) 都道府県別全額免除・猶予割合の変化	10
(参考2) 現年度納付率に係る状況	
1 保険料納付状況(現年度分)	
(1) 納付率等の推移	11
(2) 年齢階級別現年度納付率等	12
2 現年度納付率の変化に係る分析	
(1) 被保険者属性別の現年度納付率の変化	13
(2) 現年度納付率の変化の影響度	14

令和3年6月

厚生労働省年金局

I 令和2年度の被保険者の状況

1 国民年金被保険者の動向

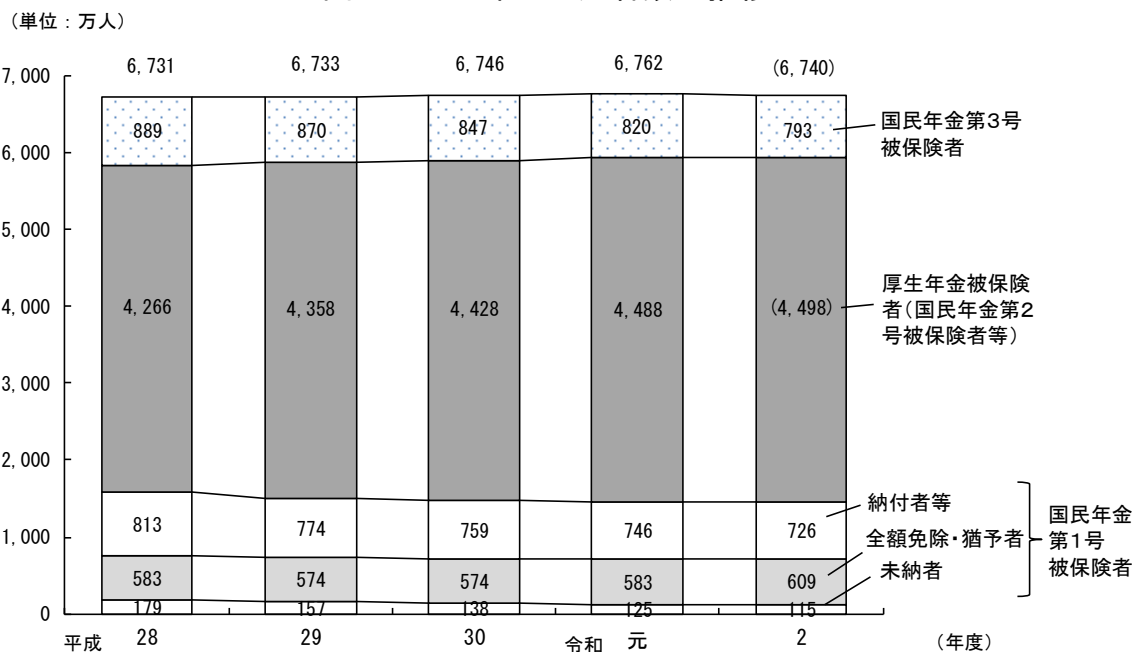
- 国民年金第1号被保険者数（任意加入被保険者数を含む。）は、令和2年度末で1,449万人と、前年度末と比べ4万人減少している。
- 令和2年度末の公的年金加入者数は6,740万人となっている。このうち、未納者数は115万人となっている。

表1 国民年金被保険者数の動向

	第1号被保険者 (任意加入を含む)	第1号被保険者											厚生年金被保険者 (第2号被保険者等)	(再掲) 厚生年金被保険者 (第1号被保険者)		第3号被保険者	
		(再掲)	全額免除・猶予者					(再掲) 一部免除者			(再掲) 産前産後 免除者	任意加入 被保険者		短時間 労働者			
			法定 免除者	申請全額 免除者	学生納付 特例者	納付 猶予者	申請3/4 免除者	申請半額 免除者	申請1/4 免除者								
平成27年度	1,668	1,645	576	135	230	172	40	47	25	15	7	-	23	4,129	3,686	-	915
28	1,575	1,554	583	135	221	176	51	43	22	14	7	-	21	4,266	3,822	29	889
29	1,505	1,486	574	134	211	176	53	41	21	13	7	-	20	4,358	3,911	38	870
30	1,471	1,452	574	135	205	179	55	40	20	13	7	-	19	4,428	3,981	43	847
令和元年度	1,453	1,434	583	136	212	180	55	41	20	13	7	1	19	4,488	4,037	47	820
2	1,449	1,431	609	139	235	177	58	36	19	11	6	1	19	(4,498)	4,047	53	793

注1 「厚生年金被保険者」は、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権者を含む。
 注2 厚生年金被保険者欄の（ ）内の数値は、第2～4号厚生年金被保険者数を令和元年度末の実績とした場合の暫定値である。

図1 公的年金加入者数の推移



注1 未納者とは、国民年金第1号被保険者であって24か月の保険料が未納となっている者。
 注2 納付者等の人数は国民年金第1号被保険者数から未納者数、全額免除・猶予者数を差し引いて算出したもの。
 注3 上記の数値は、それぞれ四捨五入しているため合計とは一致しない場合がある。

2 第1号被保険者の動向

(1) 第1号被保険者の資格取得者数の状況

- 令和2年度の資格取得者数の第1号被保険者数に対する割合は31.6%となっている。
- 第1号被保険者の資格取得者においては、第2号被保険者から第1号被保険者となる者が引き続き多い。

表2 第1号被保険者の資格取得理由別被保険者数

(単位：万人)

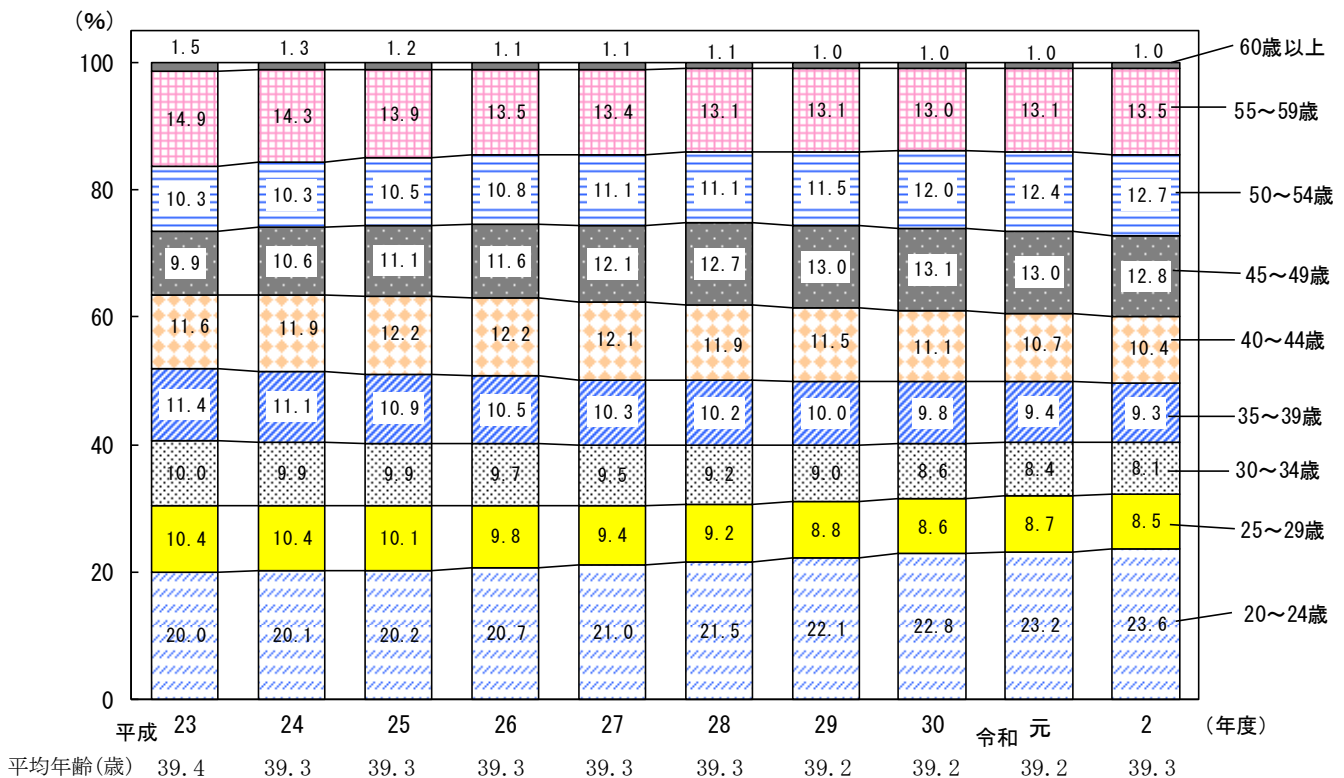
	第1号被保険者数 (年度末)	資格取得者数 (年度累計)	割合 (%)	(再掲)		
				第2号からの 移行者等	第3号からの 移行者	20歳到達者
平成28年度	1,575	469	29.8	311	53	102
29	1,505	475	31.6	321	49	100
30	1,471	500	34.0	343	49	104
令和元年度	1,453	505	34.7	345	46	109
2	1,449	459	31.6	310	44	102

注 資格取得者数には、上記の再掲に示した者以外に、任意加入被保険者の資格取得者等が含まれるため、その数は再掲の合計とは一致しない。

(2) 第1号被保険者の年齢構成の変化

- 令和2年度末の第1号被保険者の年齢構成をみると、20～24歳の全体に占める割合が23.6%と最も大きく、次に55～59歳が13.5%となっている。

図2 第1号被保険者の年齢構成の推移（年度末現在）



注1 第1号被保険者には任意加入被保険者を含んでいる。

注2 抽出統計調査（抽出率 1/100）による数値である。

Ⅱ 令和2年度の保険料納付状況

1 保険料納付状況

(1) 納付率等の推移

- 国民年金保険料の納付率は、納付義務がどれだけ果たされているか、という納付状況を見るための指標であり、納付対象月数に対する納付月数の割合として算出している。
- 納付状況の途中経過を示すものとして、現年度納付率、過年度1年目納付率があるが、最終的な納付状況を見るための指標としては最終納付率（過年度2年目納付率）が適当。

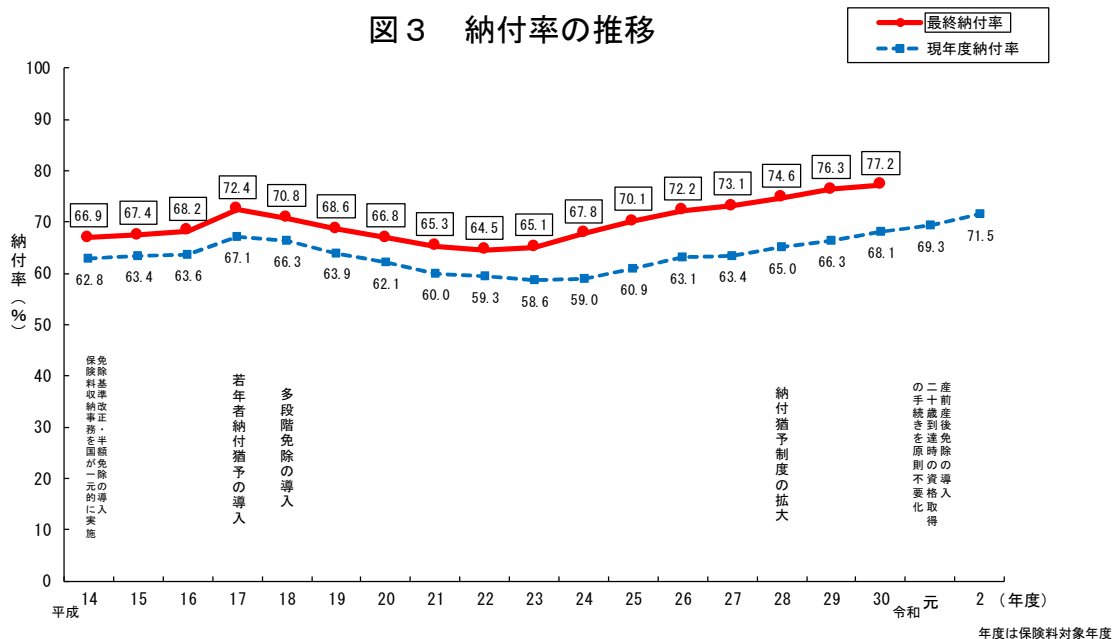
- **令和2年度の最終納付率（平成30年度分保険料）は77.2%となり、令和元年度の最終納付率（平成29年度分保険料）から0.9ポイント伸びている。**
 なお、納付対象月数が前年度に比べ減少しているが、これは第1号被保険者数の減少等によるものである。
 また、令和2年度の最終納付率（平成30年度分保険料）を平成30年度の現年度納付率（平成30年度分保険料）と比較すると、9.0ポイントの上昇となっている。

表3 納付率、納付対象月数及び納付月数の推移

(単位：万円)					
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
最終納付率 (%)	平成26年度分保険料	平成27年度分保険料	平成28年度分保険料	平成29年度分保険料	平成30年度分保険料
	72.2	73.1	74.6	76.3	77.2
納付対象月数	13,370 (△ 5.4)	12,682 (△ 5.1)	11,703 (△ 7.7)	10,837 (△ 7.4)	10,391 (△ 4.1)
	9,651 (△ 2.6)	9,276 (△ 3.9)	8,735 (△ 5.8)	8,270 (△ 5.3)	8,018 (△ 3.0)
現年度納付率 (%)	平成28年度分保険料	平成29年度分保険料	平成30年度分保険料	令和元年度分保険料	令和2年度分保険料
	65.0	66.3	68.1	69.3	71.5

注 納付対象月数及び納付月数の（ ）内数値は、対前年度比（%）である。

図3 納付率の推移



注1 納付率 (%) = $\frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数、申請全額免除月数、学生納付特例月数、納付猶予月数及び産前産後免除月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち実際に納付された月数である。

注2 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度に納付されたものを加えた納付率である。

表4 現年度分及び過年度分を加えた納付率の推移

(単位：%)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
平成28年度分保険料	65.04	71.52 (6.48)	74.64 (3.13)		
平成29年度分保険料		66.34	73.44 (7.10)	76.31 (2.87)	
平成30年度分保険料			68.12	74.95 (6.83)	77.16 (2.22)
令和元年度分保険料				69.25	75.63 (6.38)
令和2年度分保険料					71.49

注1 各年度末時点で把握した当該年度分の納付率である。

注2 ()内は前年度からの伸びである。

表5 納付対象月数及び納付月数の推移(過年度分含む)

(単位：万月)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
平成28年度分保険料	納付対象月数	12,046	11,737	11,703		
	納付月数	7,835	8,394	8,735		
平成29年度分保険料	納付対象月数		11,164	10,877	10,837	
	納付月数		7,406	7,988	8,270	
平成30年度分保険料	納付対象月数			10,697	10,419	10,391
	納付月数			7,287	7,809	8,018
令和元年度分保険料	納付対象月数				10,273	10,008
	納付月数				7,114	7,569
令和2年度分保険料	納付対象月数					9,895
	納付月数					7,074

注 各年度末時点で把握した当該年度分の納付対象月数及び納付月数である。

(2) 納付月数の推移

○ 令和2年度中に納付された保険料(現年度分及び過年度分)は7,739万月分であり、そのうち現年度分は7,074万月分、過年度分は664万月分となっている。

表6 納付月数の推移

(単位：万月)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総納付月数	8,880	8,339	8,210	7,917	7,739
現年度分納付月数	7,835	7,406	7,287	7,114	7,074
過年度分納付月数	1,045	933	923	803	664
前年度分	611	559	582	522	455
前々年度分	434	374	341	281	209

注 当該年度中に納付された保険料にかかる納付月数である。

(3) 年齢階級別の納付率等

○ 令和2年度の最終納付率（平成30年度分保険料）をおおむね年齢が上がるにつれて高くなっている。平成30年度の現年度納付率（平成30年度分保険料）と比較すると、若い年齢階級での上昇幅が大きい。

図4 年齢階級別最終納付率

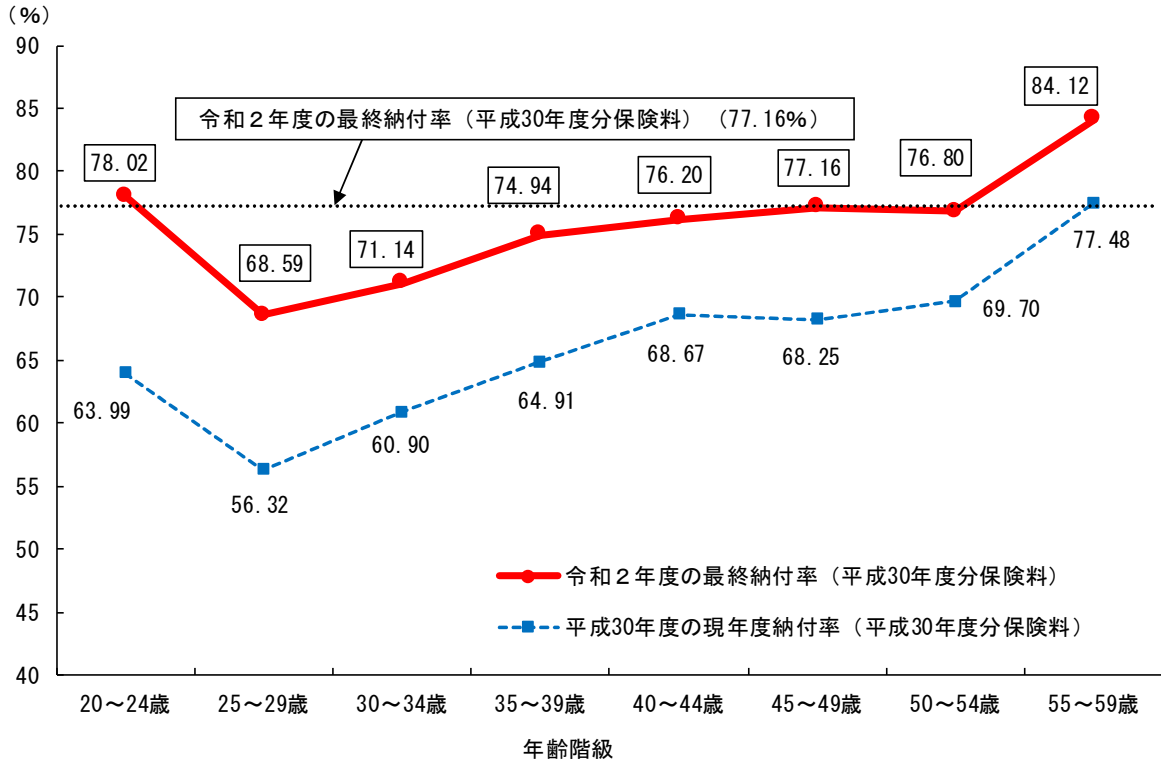


図5 出生年度別最終納付率

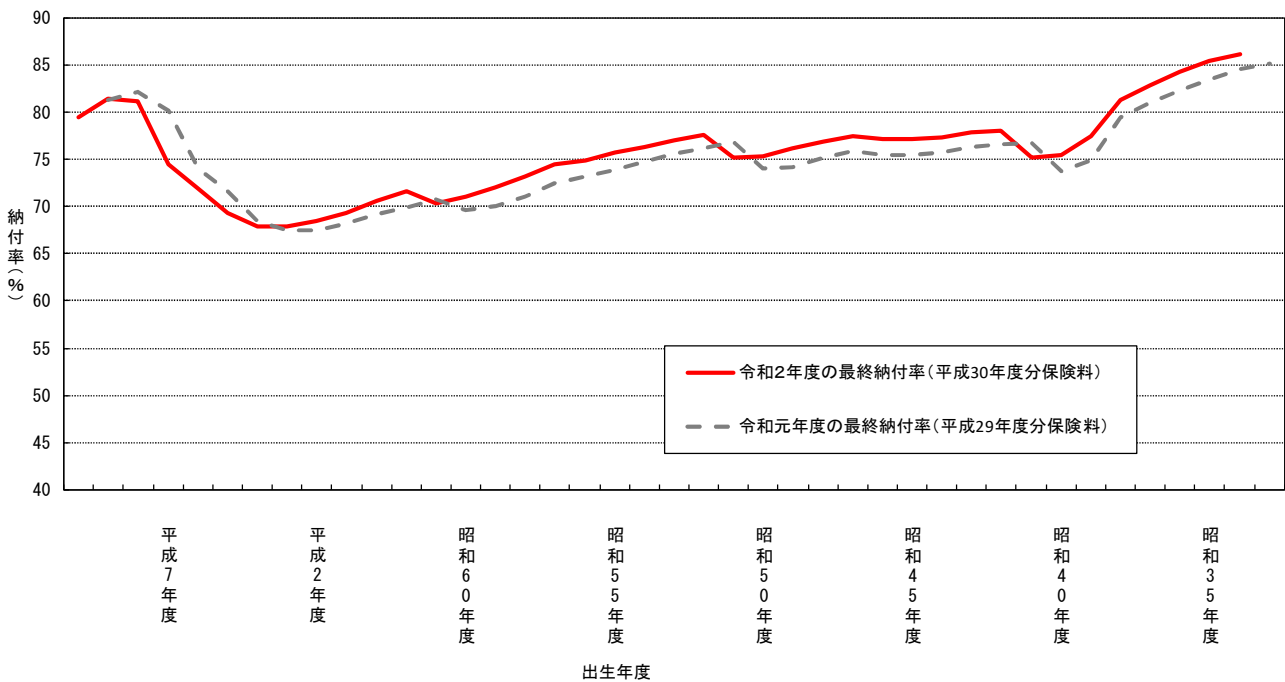


表7 免除状況別最終納付率の推移

		総数	定額保険料 納付	一部免除 合計	3/4免除対象	半額免除対象	1/4免除対象
平成28年度 (平成26年度 分保険料)	納付対象月数 (万月)	13,370	12,228	1,143	545	377	221
	納付月数 (万月)	9,651	9,040	611	338	186	87
	最終納付率 (%)	72.18	73.93	53.47	61.99	49.37	39.39
平成29年度 (平成27年度 分保険料)	納付対象月数 (万月)	12,682	11,628	1,055	507	345	203
	納付月数 (万月)	9,276	8,694	582	324	175	83
	最終納付率 (%)	73.14	74.77	55.20	63.88	50.88	40.83
平成30年度 (平成28年度 分保険料)	納付対象月数 (万月)	11,703	10,810	893	421	296	177
	納付月数 (万月)	8,735	8,225	510	277	157	76
	最終納付率 (%)	74.64	76.09	57.11	65.85	52.95	43.25
令和元年度 (平成29年度 分保険料)	納付対象月数 (万月)	10,837	10,046	791	368	264	159
	納付月数 (万月)	8,270	7,797	473	252	147	74
	最終納付率 (%)	76.31	77.61	59.81	68.39	55.86	46.51
令和2年度 (平成30年度 分保険料)	納付対象月数 (万月)	10,391	9,651	740	344	246	150
	納付月数 (万月)	8,018	7,558	460	244	143	73
	最終納付率 (%)	77.16	78.31	62.18	70.84	58.25	48.72

注 「定額保険料納付」とは、納付対象月数のうち一部免除（3/4免除、半額免除、1/4免除）以外のもの、すなわち、年度ごとに決められる定額保険料を全額納付すべき月数に係るものである。

Ⅲ 地域別の保険料納付状況

(1) 都道府県別の保険料納付状況

- 保険料の納付状況を都道府県別にみると、令和2年度の最終納付率（平成30年度分保険料）が高かった上位3県は、島根、新潟、富山となっている。反対に低かった下位3都府県は、沖縄、大阪、東京となっている。
- 前年度の最終納付率との変化に着目すると、全ての都道府県で上昇している。
- 最終納付率の上昇幅が大きかった上位3県は、沖縄、山梨、長崎となっている。

表8 都道府県別最終納付率の変化

都道府県	令和元年度最終納付率 (平成29年度分保険料)				令和2年度最終納付率 (平成30年度分保険料)				納付率の変化	
	対象月数 (万月)	納付月数 (万月)	納付率 (%)	順位	対象月数 (万月)	納付月数 (万月)	納付率 (%)	順位	(%)	順位
全 国	10,837	8,270	76.31		10,391	8,018	77.16		0.85	
北 海 道	397	305	76.75	32	379	294	77.59	34	0.84	19
青 森 県	97	77	79.62	25	90	73	80.61	24	1.00	15
岩 手 県	89	75	84.90	5	84	72	85.45	5	0.55	39
宮 城 県	180	140	77.87	30	171	134	78.70	30	0.83	21
秋 田 県	65	55	84.24	6	61	51	84.87	7	0.64	32
山 形 県	77	66	84.98	4	73	62	85.75	4	0.76	27
福 島 県	137	107	78.64	27	127	101	79.71	26	1.07	11
茨 城 県	273	202	73.90	42	258	192	74.57	43	0.67	31
栃 木 県	177	130	73.58	43	166	123	74.42	44	0.84	20
群 馬 県	178	136	76.57	33	168	130	77.17	35	0.60	36
埼 玉 県	693	514	74.14	41	668	499	74.70	42	0.56	38
千 葉 県	567	423	74.61	39	543	411	75.63	39	1.02	14
東 京 都	1,550	1,126	72.64	45	1,510	1,108	73.39	45	0.75	28
神 奈 川 県	860	648	75.30	38	829	632	76.24	38	0.95	16
新 潟 県	158	137	86.73	2	149	130	87.51	2	0.78	25
富 山 県	73	62	85.83	3	70	60	86.27	3	0.44	41
石 川 県	85	72	84.21	7	81	69	85.08	6	0.87	18
福 井 県	55	46	83.94	8	52	44	84.87	8	0.92	17
山 梨 県	75	61	80.16	21	71	59	82.09	15	1.92	2
長 野 県	172	143	83.03	9	164	137	83.77	10	0.75	29
岐 阜 県	171	141	82.15	12	163	134	82.49	12	0.35	44
静 岡 県	309	246	79.79	23	291	236	80.93	23	1.14	7
愛 知 県	661	518	78.46	28	633	501	79.05	28	0.59	37
三 重 県	150	120	79.75	24	143	115	80.48	25	0.73	30
滋 賀 県	107	87	81.32	15	103	84	82.15	13	0.83	22
京 都 府	224	175	78.32	29	217	171	78.94	29	0.62	33
大 阪 府	781	541	69.26	46	753	532	70.60	46	1.34	4
兵 庫 県	438	335	76.50	34	422	327	77.62	33	1.11	8
奈 良 県	110	89	80.74	17	105	86	81.55	17	0.81	23
和 歌 山 県	85	70	82.80	11	81	68	83.89	9	1.09	9
鳥 取 県	37	31	82.99	10	35	30	83.35	11	0.36	43
島 根 県	40	35	87.68	1	38	33	87.86	1	0.18	46
岡 山 県	135	108	80.28	20	130	105	81.06	20	0.77	26
広 島 県	208	167	80.47	19	200	163	81.27	19	0.80	24
山 口 県	91	74	81.48	14	87	72	82.09	14	0.61	35
徳 島 県	54	42	78.99	26	51	41	79.20	27	0.21	45
香 川 県	69	56	81.57	13	66	54	81.59	16	0.01	47
愛 媛 県	98	79	80.96	16	94	76	81.37	18	0.41	42
高 知 県	55	44	80.54	18	52	42	80.99	22	0.44	40
福 岡 県	379	283	74.56	40	367	278	75.60	40	1.04	13
佐 賀 県	61	49	79.95	22	58	47	81.03	21	1.08	10
長 崎 県	106	77	73.20	44	99	74	74.89	41	1.70	3
熊 本 県	139	108	77.37	31	133	103	77.99	31	0.62	34
大 分 県	73	55	75.52	37	70	53	76.58	37	1.06	12
宮 崎 県	79	60	75.71	36	74	57	77.06	36	1.34	5
鹿 児 島 県	106	81	76.50	35	101	78	77.81	32	1.31	6
沖 縄 県	116	74	63.80	47	111	74	66.74	47	2.94	1

表9 都道府県別の保険料納付状況

都道府県	最終納付率 (平成30年度分保険料)				過年度1年目納付率 (令和元年度分保険料)				現年度納付率 (令和2年度分保険料)	
	納付率 (%)	順位	前年度からの伸び (ポイント)		納付率 (%)	順位	前年度からの伸び (ポイント)		納付率 (%)	順位
			伸び	順位			伸び	順位		
全 国	77.16		2.22		75.63		6.38		71.49	
北海道	77.59	34	2.20	18	76.16	32	6.26	18	72.28	32
青森県	80.61	24	2.20	19	79.11	24	6.19	22	74.85	24
岩手県	85.45	5	1.90	34	83.72	6	6.01	25	79.56	8
宮城県	78.70	30	2.18	20	77.38	30	6.90	9	73.07	30
秋田県	84.87	7	1.82	37	83.52	7	5.46	34	79.90	6
山形県	85.75	4	1.72	42	84.51	4	5.51	31	80.84	4
福島県	79.71	26	2.16	22	78.25	26	7.24	5	74.05	26
茨城県	74.57	43	1.95	31	73.31	41	5.50	33	69.85	40
栃木県	74.42	44	2.17	21	73.10	42	5.56	30	69.86	39
群馬県	77.17	35	1.53	46	76.13	33	5.04	46	73.17	29
埼玉県	74.70	42	2.16	23	72.91	44	5.97	26	69.00	41
千葉県	75.63	39	2.21	16	74.27	39	6.12	23	70.09	38
東京都	73.39	45	2.28	11	71.62	45	6.84	10	67.12	45
神奈川県	76.24	38	2.23	15	74.85	37	6.44	14	71.07	36
新潟県	87.51	2	1.68	43	86.52	2	5.27	39	83.08	2
富山県	86.27	3	1.28	47	85.49	3	4.14	47	82.41	3
石川県	85.08	6	1.77	40	83.98	5	5.07	45	80.31	5
福井県	84.87	8	2.13	24	83.45	8	5.63	29	79.69	7
山梨県	82.09	15	2.25	13	81.24	12	6.38	15	78.02	11
長野県	83.77	10	1.89	35	82.38	10	5.33	36	78.86	10
岐阜県	82.49	12	1.62	45	81.15	13	5.14	41	77.69	13
静岡県	80.93	23	2.10	26	79.91	19	5.81	27	76.62	16
愛知県	79.05	28	1.81	38	77.47	28	5.37	35	73.64	27
三重県	80.48	25	1.94	32	79.24	23	5.09	44	76.03	17
滋賀県	82.15	13	2.21	17	81.06	14	6.20	21	77.24	14
京都府	78.94	29	1.93	33	77.45	29	6.29	17	72.90	31
大阪府	70.60	46	2.98	3	68.95	46	7.95	2	64.09	46
兵庫県	77.62	33	2.28	10	75.95	34	6.21	20	71.49	34
奈良県	81.55	17	2.00	27	80.20	16	6.33	16	75.83	22
和歌山県	83.89	9	2.13	25	82.92	9	6.07	24	79.17	9
鳥取県	83.35	11	1.80	39	81.75	11	5.50	32	77.98	12
島根県	87.86	1	1.64	44	86.59	1	5.10	43	83.33	1
岡山県	81.06	20	2.26	12	79.29	22	6.44	13	75.01	23
広島県	81.27	19	2.23	14	79.94	18	6.21	19	75.96	19
山口県	82.09	14	1.96	30	80.71	15	5.29	38	77.07	15
徳島県	79.20	27	1.87	36	77.56	27	5.18	40	73.35	28
香川県	81.59	16	1.74	41	80.15	17	5.11	42	75.91	20
愛媛県	81.37	18	2.00	28	79.73	20	5.32	37	75.97	18
高知県	80.99	22	1.99	29	79.70	21	5.69	28	75.86	21
福岡県	75.60	40	2.57	5	73.59	40	7.55	3	68.16	44
佐賀県	81.03	21	2.48	8	78.96	25	6.60	12	74.15	25
長崎県	74.89	41	3.22	2	73.01	43	7.17	7	68.55	43
熊本県	77.99	31	2.48	7	75.79	35	6.99	8	70.87	37
大分県	76.58	37	2.36	9	74.28	38	6.71	11	68.85	42
宮崎県	77.06	36	2.55	6	75.60	36	7.20	6	71.49	35
鹿児島県	77.81	32	2.78	4	76.17	31	7.30	4	71.86	33
沖縄県	66.74	47	3.84	1	66.02	47	10.61	1	61.07	47

(2) 市区町村規模別の保険料納付状況

- 保険料の納付状況を市区町村の規模別にみると、令和2年度の最終納付率（平成30年度分保険料）は町村が最も高く、政令指定都市及び東京23区で低い傾向が見られる。
- 市区町村の規模別に最終納付率の前年度からの変化をみると、政令指定都市で0.96ポイント、東京23区で0.72ポイント、その他の市で0.88ポイント、町村で0.79ポイントそれぞれ上昇し、全ての市区町村規模で上昇している。

表10 市区町村の規模別最終納付率の変化

	令和元年度最終納付率 (平成29年度分保険料)			令和2年度最終納付率 (平成30年度分保険料)			令和元年度から 令和2年度の変化		
	納付対象 月数 (万月)	納付月数 (万月)	納付率 (%)	納付対象 月数 (万月)	納付月数 (万月)	納付率 (%)	対象月数 の変化率 (%)	納付月数 の変化率 (%)	納付率 の差 (ポイント)
全国合計	10,837	8,270	76.31	10,391	8,018	77.16	△ 4.1	△ 3.0	0.85
政令指定都市	2,379	1,753	73.68	2,298	1,715	74.64	△ 3.4	△ 2.2	0.96
東京23区	1,117	798	71.46	1,091	788	72.18	△ 2.3	△ 1.3	0.72
その他の市	6,425	4,979	77.49	6,138	4,811	78.38	△ 4.5	△ 3.4	0.88
町村	916	740	80.78	864	705	81.57	△ 5.7	△ 4.8	0.79

(参考1) 都道府県別全額免除・猶予割合の変化

	全額免除・猶予割合			(参考) 一部免除割合	
	令和元年度①	令和2年度②	差(②-①)	令和元年度	令和2年度
全 国	40.6	42.6	1.9	2.8	2.5
北海道	47.5	49.6	2.1	3.1	2.8
青森県	48.8	50.1	1.3	4.1	4.0
岩手県	41.9	43.4	1.5	3.3	2.8
宮城県	42.6	44.6	1.9	2.7	2.4
秋田県	45.6	46.4	0.8	3.4	2.9
山形県	39.5	40.7	1.2	2.9	2.4
福島県	44.0	45.7	1.7	2.4	2.2
茨城県	37.4	38.8	1.4	2.7	2.5
栃木県	37.9	40.0	2.1	2.3	2.2
群馬県	37.6	40.0	2.5	2.6	2.3
埼玉県	36.2	37.9	1.7	2.4	2.1
千葉県	37.0	38.8	1.8	2.6	2.1
東京都	32.5	35.0	2.4	2.0	1.9
神奈川県	36.0	38.1	2.1	2.2	2.1
新潟県	41.0	42.2	1.2	2.3	2.2
富山県	37.9	38.7	0.8	2.0	1.7
石川県	40.9	41.9	1.0	2.6	2.0
福井県	39.3	40.6	1.3	2.6	2.0
山梨県	38.1	40.4	2.4	3.0	2.4
長野県	36.5	38.3	1.8	2.4	2.2
岐阜県	36.3	38.0	1.7	2.5	2.1
静岡県	35.5	38.0	2.4	2.2	2.1
愛知県	35.2	37.2	2.0	2.3	2.0
三重県	35.8	37.8	1.9	2.3	2.0
滋賀県	41.1	42.8	1.7	2.6	2.2
京都府	44.8	47.1	2.3	2.9	2.6
大阪府	46.0	48.9	2.9	3.2	2.9
兵庫県	46.1	47.5	1.3	3.5	3.1
奈良県	46.2	47.9	1.8	2.8	2.5
和歌山県	44.4	46.0	1.7	3.6	3.2
鳥取県	46.5	47.7	1.2	3.0	2.8
島根県	44.3	45.2	0.8	2.8	2.4
岡山県	44.4	46.1	1.7	2.9	2.7
広島県	43.0	44.6	1.5	2.8	2.5
山口県	43.5	44.7	1.2	3.5	2.7
徳島県	47.7	48.6	0.9	3.2	2.9
香川県	43.0	43.6	0.7	2.8	2.3
愛媛県	47.5	48.4	0.9	3.5	3.0
高知県	48.2	49.2	0.9	4.0	3.3
福岡県	48.5	50.3	1.8	4.2	3.5
佐賀県	44.4	44.9	0.5	4.2	3.3
長崎県	45.1	46.5	1.4	3.8	3.3
熊本県	45.1	46.2	1.2	4.0	3.1
大分県	49.1	50.2	1.1	3.8	3.0
宮崎県	48.2	49.7	1.5	4.9	4.2
鹿児島県	50.6	52.2	1.6	4.2	3.7
沖縄県	57.3	60.8	3.5	5.2	4.6

注1 全額免除・猶予割合(%) = $\frac{\text{法定免除者数} + \text{申請全額免除者数} + \text{学生納付特例者数} + \text{納付猶予者数}}{\text{第1号被保険者数} (\text{任意加入被保険者数を除く})} \times 100$

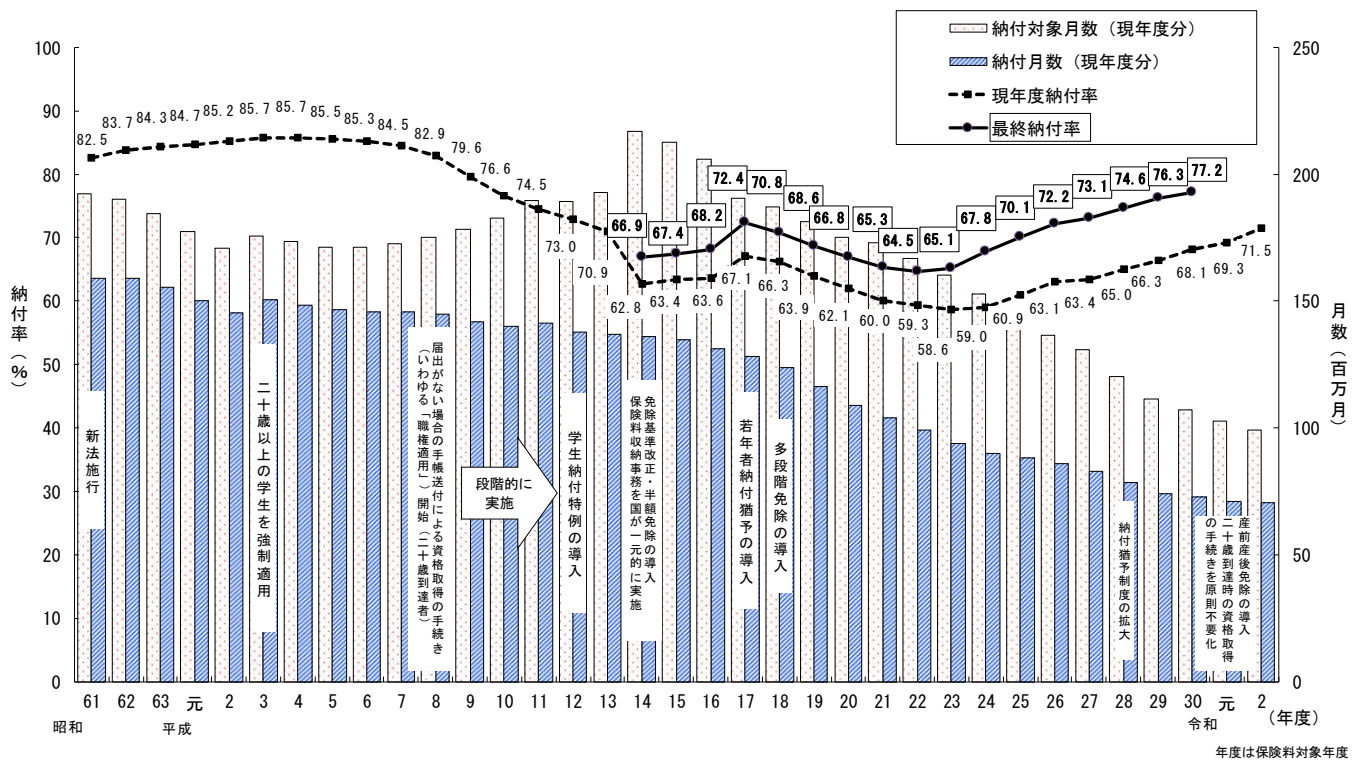
注2 一部免除割合(%) = $\frac{\text{申請3/4免除者数} + \text{申請半額免除者数} + \text{申請1/4免除者数}}{\text{第1号被保険者数} (\text{任意加入被保険者数を除く})} \times 100$

(参考2) 現年度納付率に係る状況

1 保険料納付状況 (現年度分)

(1) 納付率等の推移

納付率等の推移



注1 納付率 (%) = $\frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

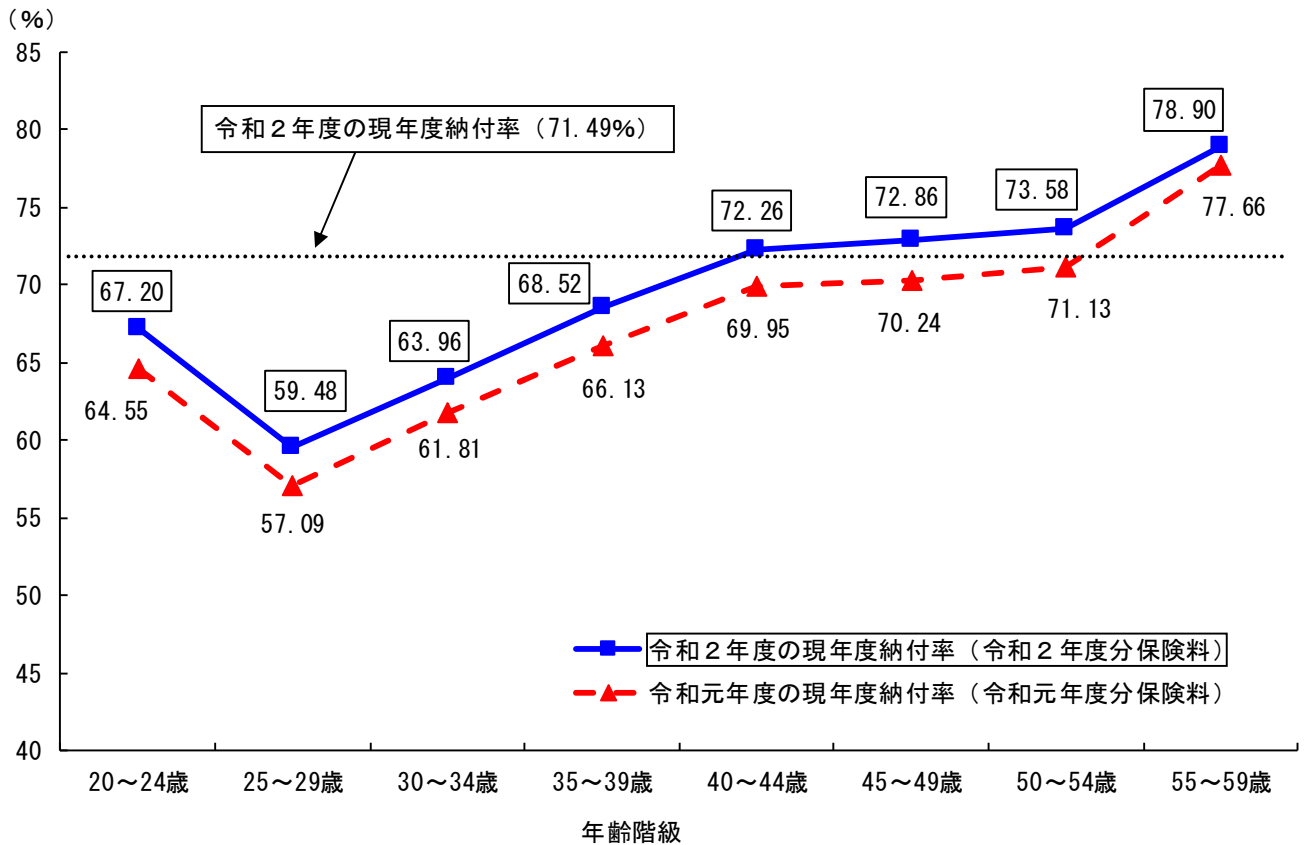
納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数、申請全額免除月数、学生納付特例月数、納付猶予月数及び産前産後免除月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

注2 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度に納付されたものを加えた納付率であるが、平成13年度分以前については把握していない。

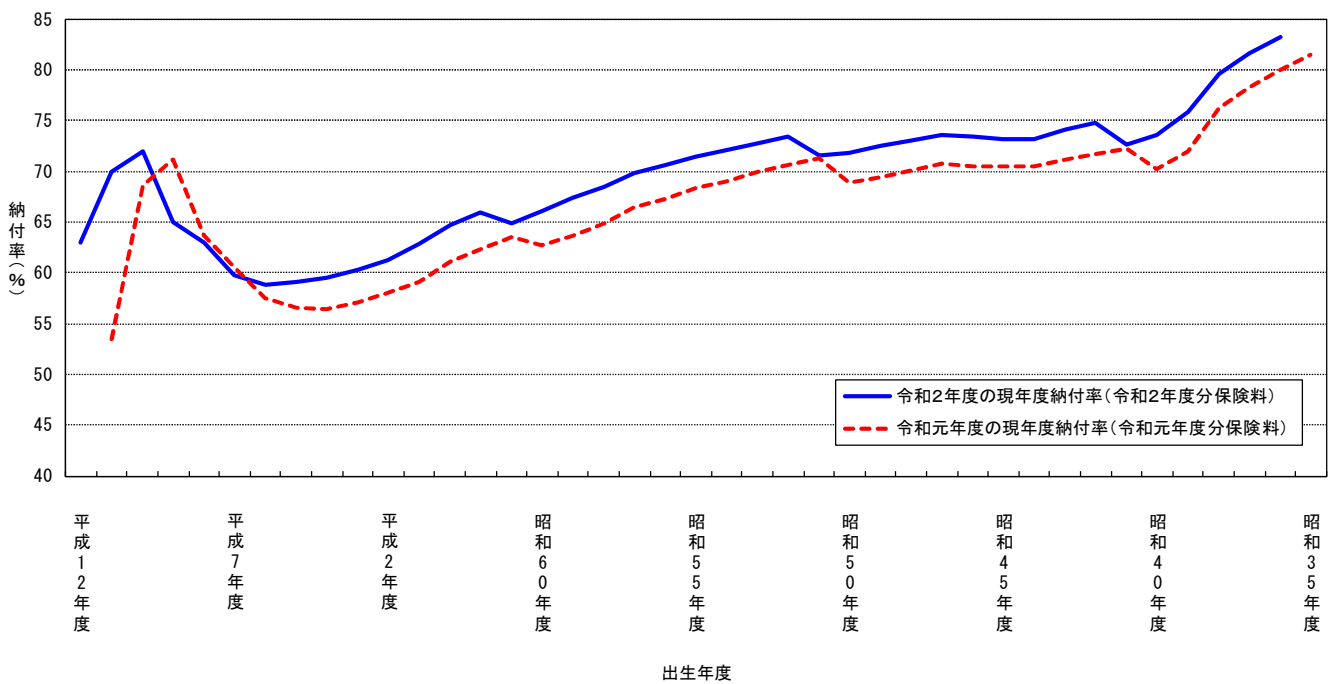
注3 令和2年度末現在における法定免除者、申請全額免除者、学生納付特例者、納付猶予者及び産前産後免除者の割合は、それぞれ9.7%、16.5%、12.3%、4.1%、0.1%となっている。

(2) 年齢階級別現年度納付率等

年齢階級別現年度納付率



出生年度別現年度納付率



2 現年度納付率の変化に係る分析

(1) 被保険者属性別の現年度納付率の変化

令和2年度の現年度納付率と令和元年度の現年度納付率の変化を被保険者属性別にみると、「両年度とも納付対象月がある者のうち、2年間引き続き第1号被保険者である者」の令和2年度の現年度納付率は74.70%となっており、令和元年度と比べて1.72ポイント上昇している。なお、「両年度とも納付対象月がある者」全体の令和2年度の現年度納付率は73.67%となっており、令和元年度と比べて1.99ポイント上昇している。

被保険者属性別の現年度納付率の変化

令和元年度の状況（納付率 69.25%）

令和2年度の状況（納付率 71.49%）

元年度中に1号資格喪失した者	元年度中に60歳に到達し資格喪失した者 納付率 82.50%（納付対象月数 170万月）	}	元年度のみ 納付対象月がある者 納付率 56.99% （納付対象月数 1,696万月）
	その他元年度中に資格喪失した者 納付率 67.95%（納付対象月数 1,048万月）		
	2年度に申請全額免除者である者 納付率 23.89%（納付対象月数 257万月）		
元年度は納付対象月があり、2年度は全額免除・猶予の者	2年度に学生納付特例者である者等 納付率 23.93%（納付対象月数 221万月）	}	2年度のみ 納付対象月がある者 納付率 58.91% （納付対象月数 1,457万月）
	2年度中に60歳に到達した者 納付率 83.00%（納付対象月数 299万月）		
両年度とも納付対象月がある者 納付率 71.68% （納付対象月数 8,576万月）	2年間引き続き第1号被保険者である者 納付率 72.98%（納付対象月数 6,910万月）	}	両年度とも納付対象月がある者 納付率 73.67% （納付対象月数 8,438万月）
	2年度中に60歳に到達した者 納付率 83.00%（納付対象月数 299万月）		
	その他（この2年間に資格喪失、再取得した者等） 納付率 62.62%（納付対象月数 1,367万月）		
元年度は全額免除・猶予で、2年度は納付対象月がある者	元年度に申請全額免除者であった者 納付率 46.14%（納付対象月数 163万月）	}	元年度に申請全額免除者であった者 納付率 46.14%（納付対象月数 163万月）
	元年度に学生納付特例者であった者等 納付率 51.74%（納付対象月数 193万月）		
2年度に新規資格取得した者	20歳に到達した者 納付率 65.50%（納付対象月数 237万月）	}	20歳に到達した者 納付率 65.50%（納付対象月数 237万月）
	2号からの移行者等 納付率 66.15%（納付対象月数 571万月）		
	3号からの移行者 納付率 80.62%（納付対象月数 127万月）		
	その他 納付率 29.04%（納付対象月数 167万月）		

(2) 現年度納付率の変化の影響度

令和2年度の現年度納付率と令和元年度の現年度納付率の変化 2.24 ポイントに対する被保険者属性別の影響度をみると、「両年度とも納付対象月がある者のうち、2年間引き続き第1号被保険者である者」による影響度が1.25ポイントとなっている。なお、「両年度とも納付対象月がある者」全体の影響度は1.74ポイントとなっている。

現年度納付率の変化に対する被保険者属性別影響度

				納付対象月数の変化による影響度	納付率の変化による影響度	影響度
				①	②	①+②
合 計				0.30	1.94	2.24
被 保 険 者 属 性	令和元年度のみ 納付対象月がある者	元年度に1号資格喪失した者	元年度中に60歳に到達した者	△ 0.22	-	△ 0.22
			その他元年度中に資格喪失した者	0.13	-	0.13
		元年度は納付対象月があり、 2年度は全額免除・猶予の者	2年度に申請全額免除者である者	1.14	-	1.14
			2年度に学生納付特例者である者等	0.97	-	0.97
	両年度とも 納付対象月がある者	2年間引き続き第1号被保険者である者		0.06	1.19	1.25
		2年度中に60歳に到達した者		△ 0.17	0.05	△ 0.11
		その他（この2年間に資格喪失、再取得した者等）		△ 0.09	0.70	0.61
	令和2年度のみ 納付対象月がある者	元年度は全額免除・猶予で、 2年度は納付対象月がある者	元年度に申請全額免除者であった者	△ 0.38	-	△ 0.38
			元年度に学生納付特例者であった者等	△ 0.34	-	△ 0.34
		2年度に新規資格取得した者	20歳に到達した者	△ 0.09	-	△ 0.09
			2号からの移行者等	△ 0.18	-	△ 0.18
			3号からの移行者	0.15	-	0.15
その他			△ 0.68	-	△ 0.68	

1.74

注 「影響度」は、被保険者属性別に、当該属性の納付対象月数の変化及び当該属性における納付率の変化が、令和2年度の現年度納付率と令和元年度の現年度納付率の変化（2.24ポイント）にどの程度影響したかを示したものである。

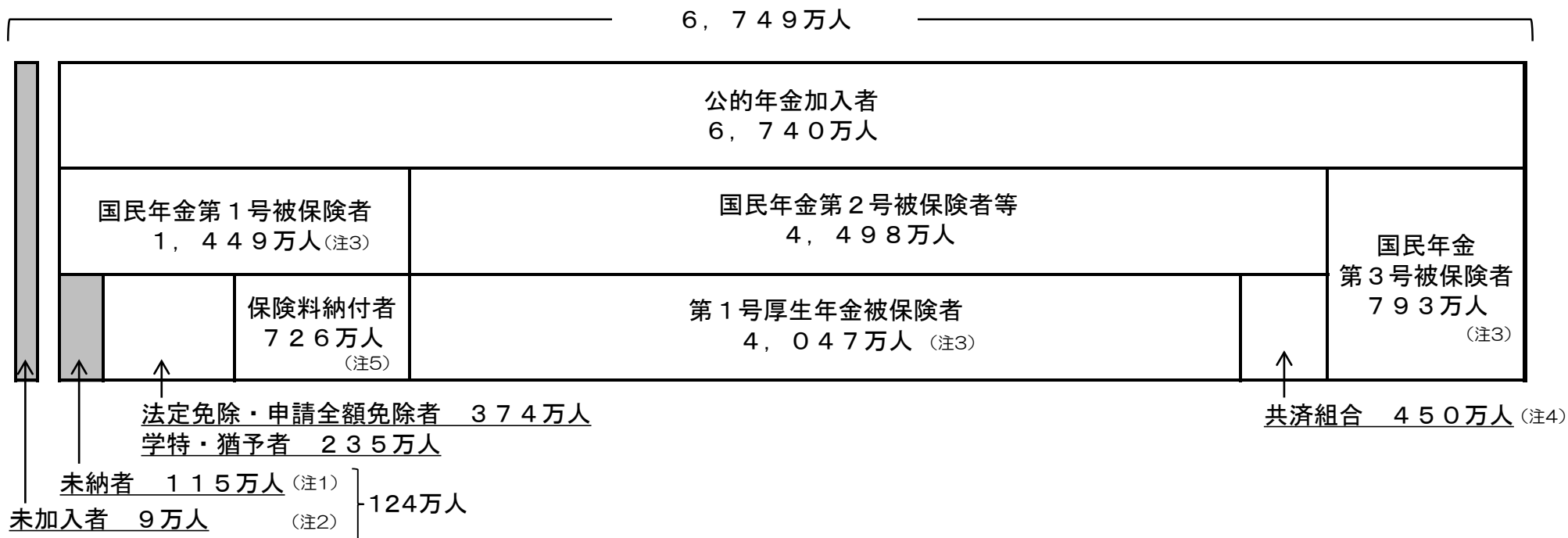
公的年金制度全体の状況・国民年金保険料収納対策について
(概要)

令和3年6月28日
厚生労働省年金局・日本年金機構

公的年金制度全体の状況

- 公的年金加入対象者全体で見ると、約98%の者が保険料を納付。（免除及び納付猶予を含む）
- 未納者（注1）は約115万人、未加入者（注2）は約9万人。（公的年金加入対象者の約2%）

《公的年金加入者の状況（令和2年度末）》



注1）未納者とは、国民年金第1号被保険者であって24か月（平成31年4月～令和3年3月）の保険料が未納となっている者。

2）平成28年公的年金加入状況等調査の結果（推計値）。

3）令和3年3月末現在。国民年金第1号被保険者には、任意加入被保険者（19万人）が含まれている。

4）令和2年3月末現在。共済組合は、第2～4号厚生年金被保険者。

5）保険料納付者の人数は、国民年金第1号被保険者数から未納者数、法定免除・申請全額免除者数及び学特・猶予者数を単純に差し引いて算出したもの。

6）上記の数値は、それぞれ四捨五入しているため合計とは一致しない場合がある。

7）令和3年3月末現在、国民年金第2号被保険者等、国民年金第3号被保険者である者の中には、平成31年4月～令和3年3月の間に国民年金第1号被保険者であった者で未納期間を有するものが含まれている。

国民年金保険料収納対策の概要

年金の意義や大切さを広報

納めやすい
環境整備
(納付チャネルの多様化)

○口座振替の推進
(利用状況)
30年度末 310万人
(口座振替率)
35% → 34% → 34%

○クレジットカード納付の導入
(H20.2~)
(利用状況)
30年度 189万件 → R1年度 229万件 → R2年度 261万件

○コンビニ納付の導入 (H16.2~)
(利用状況)
30年度 1,533万件 → R1年度 1,528万件 → R2年度 1,542万件

○インターネット納付の導入 (H16.4~)
(利用状況)
30年度 280万件 → R1年度 280万件 → R2年度 296万件

○口座振替による2年前納制度の導入 (H26.4~)
(利用状況)
30年度 25万件 → R1年度 28万件 → R2年度 26万件

○現金・クレジットカードでの2年前納制度の導入 (H29.4~)
(利用状況)
30年度 8万件 → R1年度 10万件 → R2年度 12万件

【普及・啓発等】

○学生等に対して年金制度の意義等を説明する年金セミナーの開催

○ねんきん定期便等のきめ細かい情報・サービスの提供

納付督促
の実施

【納付督促の取組】

- 外部委託の活用 (H17.10~)
- 特別催告状による納付督促 (H24.5~)
- 新規未納者に対する催告文書の送付 (R1.7~)

	H30年度	R1年度	R2年度
第一号被保険者数	1,471万人	1,453万人	1,449万人
文書	3,785万件 (756万件)	3,272万件 (582万件)	3,531万件 (617万件)
電話	2,582万件 (2,580万件)	2,350万件 (2,348万件)	2,089万件 (2,052万件)
戸別訪問(面談)	526万件 (520万件)	419万件 (412万件)	1万件(※) (0万件)

() 内は外部委託件数

【督促範囲の拡大】

- H26年度
所得400万円以上
未納月数13月以上
から順次拡大
- H30年度~
所得300万円以上
未納月数7月以上

	H30年度	R1年度	R2年度
最終催告状	133,900件	142,871件	42件(※)
督促状	81,597件	89,615件	0件(※)
財産差押	17,977件	20,590件	41件(※)

○国税庁への強制徴収委任(H27.10~)[基準]所得1,000万円以上かつ滞納月数13月以上

(※) 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、強制徴収に関する手続きや戸別訪問を停止していた。

未納者については市町村からの所得情報を活用した収納対策を実施

免除等対象者への 免除等の周知・勧奨

受給権の確保と年金額の増額を図る

【納付猶予対象者の拡大】

- 若年者納付猶予制度の導入 (H17.4~)
- 納付猶予対象者の拡大 (H28.7~)

【基準等の見直し】

- 免除基準の緩和・免除の遡及承認 (H17.4~)
- 免除の遡及期間の見直し (H26.4~)

【手続きの簡素化】

- 学生納付特例の手続きの簡素化(H20.4~)
- 免除見込者への簡易な申請書(はがき型)による免除勧奨(H21.4~)、一部免除見込者への拡大(R2.11~)

強制徴収
の実施

度重なる督促にも応じない場合